

第8次埼玉県地域保健医療計画 （第4次埼玉県健康長寿計画）の中間見直しについて

第8次埼玉県地域保健医療計画の施策体系

第1部 基本的な事項

第1章 基本的な考え方

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 基本理念
- 第3節 計画の位置づけ
- 第4節 計画の期間

第2章 計画の背景

- 第1節 地勢と交通
- 第2節 人口構造
- 第3節 人口動態
- 第4節 住民の受療状況
- 第5節 医療提供施設等の状況
- 第6節 医療費の概況

第3章 医療圏

- 第1節 医療圏の設定
- 第2節 事業ごとの医療圏

第4章 基準病床数

- 第1節 基準病床数

第5章 計画の推進体制と評価

- 第1節 計画の推進体制と役割
- 第2節 評価及び見直し
- 第3節 進捗状況及び評価結果の周知方法

第2部 暮らしと健康

第1章 ライフステージに応じた健康づくりとQOLの向上

第1節 健康づくり対策 【健康長寿計画】

- 第2節 良育の推進
【食育推進計画】
- 第3節 歯科保健対策
【歯科口腔保健推進計画】
- 第4節 親と子の保健対策
- 第5節 青少年の健康対策
- 第6節 人生の最終段階における医療
- 第7節 動物とのふれあいを通じたQOLの向上

第2章 疾病・障害への取組

- 第1節 難病対策
- 第2節 臓器移植対策
- 第3節 リハビリテーション医療
- 第4節 アレルギー疾患対策
【アレルギー疾患対策推進指針】
- 第5節 肝炎対策
【肝炎対策推進指針】

第3章 健康危機管理体制の整備と生活衛生

- 第1節 健康危機管理体制の整備充実
- 第2節 保健衛生施設の機能充実
- 第3節 安全で良質な水の供給
- 第4節 衛生的な生活環境の確保
- 第5節 安全な食品の提供

第3部 医療の推進

第1章 疾病ごとの医療提供体制の整備

- 第1節 がん医療
【がん対策推進計画】
- 第2節 脳卒中医療及び心筋梗塞等の心血管疾患医療
【脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進計画】
- 第3節 糖尿病医療
- 第4節 精神疾患医療
【自殺対策計画】
【依存症対策推進計画】

第2章 事業ごとの医療提供体制の整備

- 第1節 救急医療
- 第2節 災害時医療
- 第3節 周産期医療
- 第4節 小児医療
- 第5節 感染症医療
【感染症予防計画】

第3章 在宅医療の推進

- 第1節 在宅医療の推進

第4章 医療の安全の確保

- 第1節 医療の安全の確保
- 第2節 医薬品等の安全対策
【薬物乱用対策推進計画】
- 第3節 医薬品の適正使用の推進
- 第4節 献血の推進

第4部 地域医療構想

第1章 地域医療構想の概要

- 第2章 本県の概況と2025年における医療需要等
- 第3章 医療提供体制整備の方向性と地域医療構想の推進体制
- 第4章 各地域の概要及び医療提供体制整備の方向性

第5部 医療従事者の確保等

第1章 医師の確保に関する事項 【医師確保計画】

- 第2章 医療従事者等の確保に関する事項
【薬剤師確保計画】
- 第3章 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

第1節 外来医療に係る医療提供体制の確保の方針

- 第1節 外来医療に係る医療提供体制の確保の方針
- 第2節 区域の設定と推進体制
- 第3節 外来医療の提供状況
- 第4節 外来医療に係る医療提供体制の確保に向けた取組

第6部 医療費適正化計画

- 第1章 住民の健康の保持の推進
- 第2章 医療の効率的な提供の推進
- 第3章 医療費の見込み
- 第4章 国民健康保険の運営

埼玉県地域保健医療計画(第8次)の中間見直しについて

□ 医療法第30条の4の規定に基づき策定。

計画期間は令和6(2024)年度から令和11(2029)年度の6年間。

□ 令和8年度は計画の3年目にあたり、中間見直しの検討を行う時期となる。

□ 医療法の規定や現行計画策定後の社会情勢の変化等を踏まえて、以下の視点から計画の見直しを行う。

中間見直しの考え方

- ① 医療法に基づく見直し
- ② 2次医療圏に必要な病床を確保するための基準病床数の見直し
- ③ 計画策定後の状況変化に伴う見直し
- ④ 他計画との整合を図るための見直し
- ⑤ 目標達成状況を踏まえた見直し

第8次埼玉県地域保健医療計画(第4次埼玉県健康長寿計画) の中間見直しについて(案)

□地域保健医療計画(第8次)の中間見直しの考え方のうち、以下の観点から見直しを行う。

③ 計画策定後の状況変化に伴う見直し

④ 他計画との整合を図るための見直し

→ 埼玉県5か年計画(令和9年度～)との整合性を図る

◆ 指標の変更

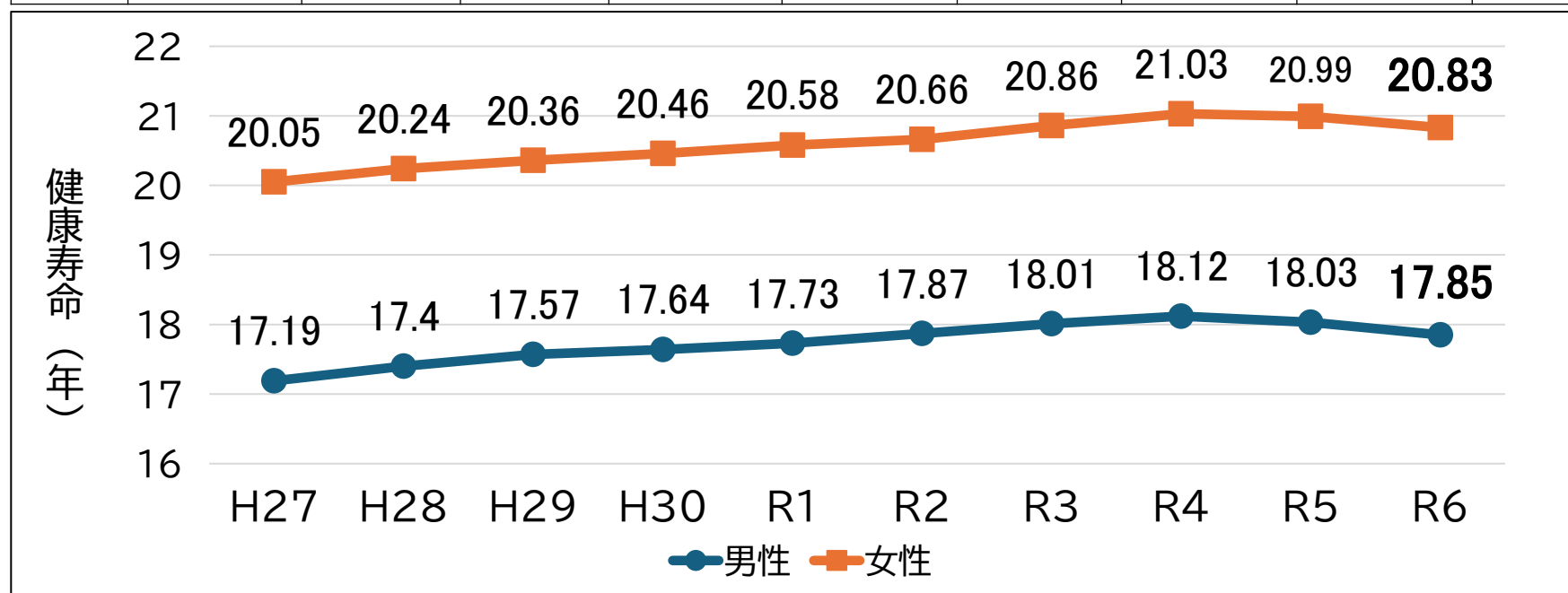
健康寿命(65歳に到達した人が「要介護2」以上になるまでの期間)の延伸



日常生活動作が自立している期間の平均(平均自立期間)の維持

65歳健康寿命の推移

区分		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
男性	健康寿命	16.96	17.19	17.4	17.57	17.64	17.73	17.87	18.01	18.12	18.03	17.85
	伸び	0.11	0.23	0.21	0.17	0.07	0.09	0.14	0.14	0.11	△0.09	△0.18
女性	健康寿命	19.84	20.05	20.24	20.36	20.46	20.58	20.66	20.86	21.03	20.99	20.83
	伸び	0.09	0.21	0.19	0.12	0.1	0.12	0.08	0.2	0.17	△0.04	△0.16



*男女ともに、R5年値とR6年値に、5%水準で統計的な有意差あり

R6 健康寿命信頼区間

	健康寿命 (年)	95%信頼区間	
		下限	上限
男性	17.85	17.83	17.88
女性	20.83	20.80	20.85

65歳健康寿命

健康寿命(埼玉県定義)

65歳に達した県民が、健康で自立した生活を送る期間、具体的には、「要介護2」以上になるまでの期間

※ 埼玉県で独自に算出している数値であり、全国や他都道府県の数値は算出されていない。

算出方法

生命表に「要介護等認定を受けていない人の割合」を結合し、要介護等認定を受けていない人の平均余命を算出する

生命表作成基準期間	1年目	2年目	3年目 (中央年)	4年目	5年目 (最終年)
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死亡数					
人 口					
自立率 (1 - (要介護等認定者数 / 人口))					

死亡数、人口に加え、厚生労働省が発表する生命表の生存数・定常人口を使用し、新たに生命表(生存数・定常人口)を作成する。

定常人口に自立率を乗じ、生存数で除する。
要介護等認定を受けていない人の平均余命が算出される。

→ 健康寿命

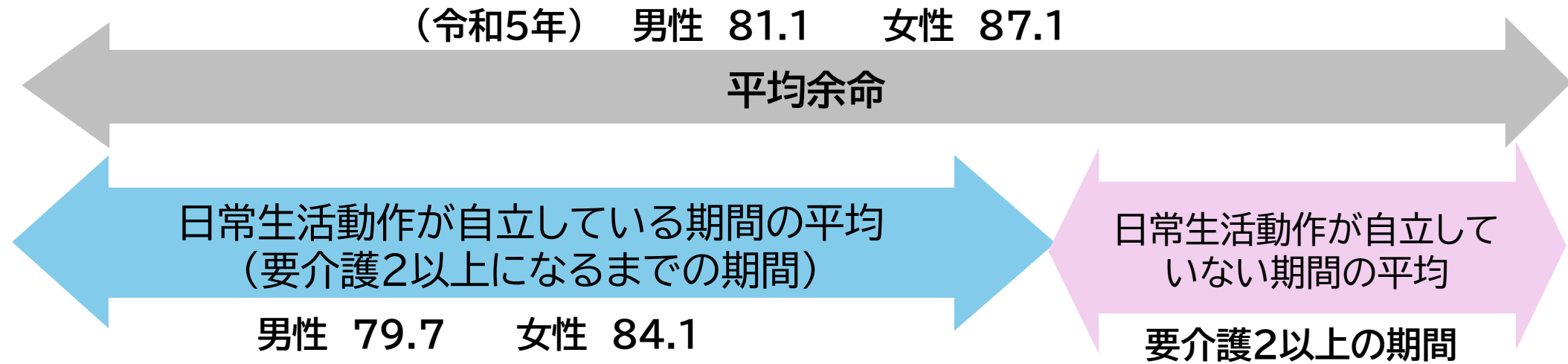
【健康寿命との関連】

要 因		健康寿命への作用
死亡数	増加	「短縮」に作用
人 口	増加	「延伸」に作用
要介護認定者数(要介護2以上)	上昇	「短縮」に作用

日常生活動作が自立している期間の平均(平均自立期間)

定義

「要介護1 以下」を「健康な期間(日常生活動作が自立している期間)」、「要介護2 以上」を「不健康な期間」として算出した指標



目標

令和11年値 男性 79.8年 女性 84.1年 (R1~R5の平均値)

		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
男性	埼玉県	79.8	79.8	80.0	80.2	80.1	79.7	79.7
	全 国	79.6	79.8	79.9	80.1	80.0	79.7	79.7
女性	埼玉県	83.8	83.9	84.0	84.2	84.3	84.0	84.1
	全 国	84.0	84.0	84.2	84.4	84.3	84.0	84.1

「65歳の健康寿命」と「平均自立期間」との比較

	65歳の健康寿命	日常生活動作が自立している期間の平均 (平均自立期間)
平均自立期間	65歳時点から数えた平均自立期間を用いる	0歳からの平均自立期間を用いる
条 件	65歳以上で算出する (要介護2以上認定者を不健康と仮定)	① 0－39歳の全員を健康と仮定 ② 40歳以上の要介護2以上認定者を不健康と仮定
全国との比較	比較できない	比較できる
二次医療圏の比較	比較できる	比較できない
市町村の値	<ul style="list-style-type: none"> 算出できる ただし、人口規模が小さな市町村は誤差が大きくなるため、県及びすべての市町村の算出において、5年分の死亡情報を用いる 	<ul style="list-style-type: none"> 算出できる ただし、人口規模が小さな市町村は誤差が大きくなるため、13万人未満の自治体の算出には、3年分の死亡情報を用いる
算 出	埼玉県	厚労省の依頼により国保中央会HPで公開 (都道府県の値のみ)

新指標のメリット

- 全国、他都道府県との比較が可能である。
- 0歳からの平均自立期間を用いるため、県民が理解しやすい。

第8次埼玉県地域保健医療計画(第4次埼玉県健康長寿計画) の中間見直しについて(案)

◆ 指標の変更

健康寿命(65歳に到達した人が「要介護2」以上になるまでの期間)の延伸



日常生活動作が自立している期間の平均(平均自立期間)の維持

◆ 関連指標の変更

日常生活に制限のない期間の平均 → **削除**



健康寿命(県算出; 65歳に到達した人が「要介護2」以上になるまでの期間)は
“補完的指標”として残す

第8次埼玉県地域保健医療計画(第4次埼玉県健康長寿計画) の中間見直しについて(案)

